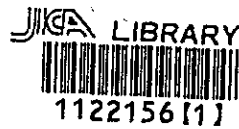


110.1

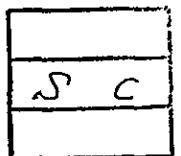
アフリカ (サブサハラアフリカ)

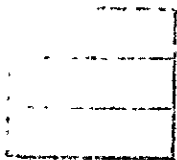
LLDC 諸国に対する取り組みについて



平成7年5月29日

企 画 部





目 次

サブサハラアフリカ地図

I. 背景・経緯	-----	1
II. LLDC諸国とは	-----	1
III. 我が国の対アフリカLLDC諸国への基本的立場及び特別配慮	---	4
IV. アフリカLLDC諸国への基本方針	-----	5
V. 対アフリカLLDC諸国に対する類型別援助アプローチ	-----	11
VI. アフリカLLDC諸国への具体的配慮	-----	19

援助アプローチ・イメージ図

別添資料

資料1 SPA対象国

資料2 アフリカ各国の所得による分類

資料3 LLDC一覧

J/122/56/

JICAのアフリカ（サブサハラアフリカ）LLDC諸国に対する取り組みについて

I. 背景・経緯

1. 現在、世界にはLLDCと呼ばれる諸国が47カ国あり、その分布は東アジア2カ国、南アジア6カ国、中米1カ国、中東1カ国、アフリカ32カ国（1995年5月現在）となっています。これらの国では政治・経済・社会のほとんどあらゆる面で脆弱性を持っており、きわめて不十分な基礎的生活環境と経済の停滞に悩んでいます。
2. 一方、これらLLDC諸国の多くは行政組織・制度が未整備で援助の受け入れ能力が乏しく、また、プロジェクト実施に当たっての運営・維持管理費等の予算が不足している場合が多々あり、技術協力・無償資金協力プロジェクトなどがスムーズに実施されない場合が多いのが実情です。また、これら諸国の多くには我が国大使館もJICA事務所も設置されていないため、有効な案件の発掘・形成が極めて困難な状況となっています。
3. 我が国のODA大綱においては、非軍事、民主主義、人権、環境等を重点目標として掲げていますが、「LLDC諸国に対しては特別な配慮をする」ことも謳っており、LLDC諸国に対し、人道主義や経済基盤の整備の観点から我が国の国力に相応しい協力を実施すべき時期に来ていると考えます。
4. LLDC諸国に対する効果的な支援を行っていくためには、問題の所在を整理し、新たなアプローチによるニーズの把握やそれに合った協力方法を検討していくことが必要との認識から、企画部においてこれら諸国に対するJICAの対応方針を明確にし、今後の事業展開の方向性を探ることとしました。特に、LLDC諸國中、約7割の国が存在するアフリカ諸国のLLDCに先ずスポットを当て、検討することとしました。

II. LLDC諸国とは？

1. LLDCとは？

LLDCとは、Least among Less Developed Countriesを略したもので、多くの場合、「後発開発途上国」と訳されます。

最近の国連文書においては Least Developed Countriesと称するのが一般的で、途上国の中でも特に開発の遅れた国と規定されます。認定基準は国連開発計画委員会（CDP）が作成した条件に基づき、同委員会が審査した後、経済社会理事会を経て、国連総会での承認を経ることとなっています。

LLDC認定基準

- ①一人当たりGDP： 600 ドル以下
- ②人口： 7,500 万人以下

※③A P Q L I : 47 以下

※④E D I : 22 以下

注：A P Q L I (Augmented Physical Quality of Life Index)

人的資源開発の程度を表わした指数で、出生時の平均余命、一人当たりカロリー摂取量、初等、中等教育就学率及び成人識字率を取纏め指数化したもの。

E D I (Economic Diversification Index)

経済構造の脆弱性を示す指数で、GDPに占める製造業の割合、工業・サービス部門での就業率、一人当たり電力消費量及び特定商品の輸出に対する依存度を取纏め指数化したもの。

両指数とも、構成項目が各々2%改善された場合に1ポイント上昇すると考えられている)

L L D Cは1993年9月現在47ヶ国あり、その内アフリカには32ヶ国(53ヶ国中)が集中しています。

1960年代に、独立を勝ち取ったアフリカ新興独立国家群は、その後、もともとひ弱な政治的・経済的基盤しかないところへ、国家建設過程で先進諸国(旧植民地宗主国)及び東西対立の利害を真正面に受け、健全な国家運営の基礎構造がいびつな形にデフォルメされました。それでも、60年代は一次産品の国際価格が安定していたこともあり、経済は上向きでしたが、70年代に起きた二度の石油ショック及び一次産品価格の下落により経済は下降をたどり、80年代は「停滞の10年」と呼ばれる程落ち込みを示しました。こうした経済の破綻を背景に、東西冷戦終了後はこれまで孕んでいた矛盾・不満が噴き出し、様々な民族や部族の社会的抗争が激化してきています。また、特に最近急速に進んでいる地球環境破壊の影響もあり、周期的な旱魃や天候不順がこれらのL L D C諸国を襲い、天候に大きく依存した脆弱な農業経営形態に頼らざるを得ないこれらの国々の経済に壊滅的な影響を及ぼしています。このために、最近の傾向としてアフリカ諸国は、国民所得の減少、食糧不足、社会環境の劣悪化が顕著になり、人道的な面からも援助を必要としている状況にあります。

2. L L D Cのかかえる特有な問題

L L D C諸国が共通してかかえている主要な問題として、下記の事項が挙げられ、個別または相互に関連しながらL L D C国、ドナー国双方の開発努力を阻害している、と考えられています。

①植民地時代より単一農業作物に頼り(モノ・カルチャー)、天候に左右されやすい脆弱な農業経営形態

多くは、植民地時代より栽培されたココア・コーヒー・綿花等の輸出志向の作物であり、独立後は極めて非効率的に運営される輸出公社に強制的に低価格で買い上げられています。作物の国際価格の変化に国の財政・経済全体が大きく影響される一方で、同様の経済構造を持つ開発途上国同士が単一作物をめぐる、国際市場におけるライバルである場合が多く、また、主食作物であるメイズ等の自給

体制が確立しておらず、旱魃やイナゴの発生により、すぐに食糧不足に陥る場合が多いのです。

②一貫した開発政策を遂行するうえで不可欠な行政組織・能力の欠如

L L D C諸国の多くは、国の開発計画を遂行していく上で、どの開発分野を優先分野として考え、国力をあげて取り組んでいくのか、計画を策定し実行する際の一貫性を欠くことが多く見受けられます。

また、卑近な例をとれば、技術協力の実施についてJICAと先方の実施機関との間の合意に基づき、いざ協力を開始しても、先方政府の内部の自助努力で手当てされるべき予算・人員が不十分であるため、せっかく日本の無償資金協力で建設された施設の運営経費が払えず、十分に活用することができなかつたり、JICA専門家が派遣されても、技術移転を図るべき先方の専門家（カウンターパート人員）が約束どおり配置されず、JICA専門家の実質的な活動が開始できない等の例が多く見られます。

③政治・経済の不安定要素である民族・部族問題（ルワンダ問題等に象徴される）

L L D C諸国のなかには、国家の独立時に旧宗主国の利害対立を反映した国境線の設定、植民地時代の統治政策のひずみ等により、独立後も複雑な民族・部族問題を内部に抱えている国も多く、民族・部族問題による政治の不安定化、治安の悪化等により、協力活動を実質的に実施できないことも多く見られます。

また、独立国家としての歴史が比較的浅いことから、統一国家・国民としての意識よりも、民族・部族意識が強い場合もあり、協力案件の採択にあたっては、日本の援助が特定の部族・民族のみに裨益することにならないよう、配慮が必要と考えられます。

ただし、一方で日本としては、特に大きな国土を有する開発途上国に対しては限られた予算のなかで高い成果を挙げるべく、総花的な援助協力ではなく、協力対象を特定地域に絞り込みたいとの意向を有しているため（経協総合調査団の対処方針はこの方向性を明確に打ち出している）、場合によっては、特定民族・部族のみに恩恵が及ぶことが予想されるので、このような場合には民族・部族問題について現地の日本大使館やJICA事務所と緊密な連携をとりつつ、国別の民族・部族問題にかかる情報をさらに蓄積して行く必要があります。

④汚職・ネポティズム（縁者びいき）による非効率性

L L D C諸国においては、政府幹部の開発協力案件にからむ汚職や縁故者びいきによる恣意的な政府職員の任命等により、途上国自身とドナー国側の懸命な開発努力を疎外していることが少なからず見受けられます。

特に汚職問題については、途上国側と援助ドナー国が援助方針等について協議するCG会合の場においても、近年頻繁に話題として採り上げられるようになり、ドナー国側から途上国側に対して、汚職・腐敗防止に真剣に取り組むよう、強く求めるようになってきています。

⑤経済・社会開発のキー・ファクターである教育（特に基礎教育）の立ち遅れ

（1990年におけるサハラ以南アフリカ諸国における初等・中等教育の就学率は、各々68%、17%と低く、こうした基礎教育の立ち遅れがL L D C諸国において社会・経済開発をすすめるうえでの大きな障害となっています。いくら道路・港湾を整備し、運営・管理組織体制を整備しても、社会・経済全体を支える人的基盤のレベルアップなくしては持続的な発展はあり得ません。ところが、L L D C諸国の多くが、財政的な困難からこれまで保健衛生・基礎教育分野への予算配分を削減し、基礎教育事情はタンザニアの例（タンザニアは、初等教育就学率が83年に96%であったものが、92年には70%に落ち込んでいる。）のように、むしろ悪化してきた国さえもあります。

これらの問題の中には、L L D C国自体の主体的な努力（自助努力）によらなければ到底解決しえない事項（③及び④など）があり、こうした問題については政府間の政策対話を通じてL L D C国側の努力を促していく必要があると考えられます。

Ⅲ. 我が国の対アフリカL L D C諸国への基本的立場及び特別な配慮

1. 我が国の対アフリカL L D C諸国への基本的立場及びL L D Cに対する特別な配慮

1) 基本的立場

(1) 国際地位の向上に伴う責務

我が国の国際的地位の向上に伴い、国際社会の平和と安定への一層の貢献が求められています。我が国にとって、内戦や貧困に苦しんでいるアフリカL L D C諸国に対して支援を行うことは、世界平和と国際社会の繁栄に貢献するための重要な責務です。

(2) 相互依存の認識

我が国の食糧の確保、これまでの経済的発展・成長を支えた原料の輸入は、おしなべて国際社会における各国の相互依存の恩恵により成し遂げられたものであり、今後も我が国にとって、国際社会の平和と安定は何より重要です。

(3) 人道的観点からの支援の必要性

アフリカL L D C諸国における5才未満児死亡率、乳児死亡率、成人の総識字率、小学校総就学率、安全な飲料水を手に入れる人の比率、保健・医療サービスを受けられる人の比率等は極めて低く、人間として生活するに最低限必要な生活環境が劣悪な中で多数の人々が飢餓と貧困に苦しんでいます。人道的見地からもこれを看過することはできません。

2) L L D Cに対する特別な配慮

(1) 1987年5月29日の緊急経済対策（抄）（XI 国際社会への貢献）4. では「アフリカ諸国等後発開発途上国に対しては特別な配慮が必要となってきたことを踏まえ、3カ年で5億ドル程度のノン・プロジェクト無償援助の実施を含め、贈与

の拡大や債務救済等積極的な支援策を講じる。」としています。

- (2) 1992年6月に策定された政府開発援助大綱の中で重点地域として「世界全体の貧困や経済の困難に目を向ける必要性があり、アフリカ、中近東、中南米、東欧及び大洋州の地域に対しても我が国の国力にふさわしい協力を行っていく、特に、LLDC諸国に対する特別な配慮をする。」と謳っています。
- (3) 1993年6月25日の第5次中期目標では、政府開発援助大綱(ODA大綱)の理念、原則等を踏まえつつ、「1993年から1997年の5カ年を対象とする中期目標を下記のとおり設定する。」として、II.で「ODAの質的改善を図るため、次のような方策を講じ、途上国の多様な発展段階及び援助需要に対応した適切な援助を各援助形態間の有機的な連携を図りつつ実施する。無償資金協力及び技術協力については、その拡充を図り、贈与分の増加に務める。特に、後発開発途上国(LLDC)については、引き続き援助の無償化を進める。」としています。
- (4) 一方、一つの地域として最も多くのLLDC諸国をかかえるアフリカに関して、我が国は平成5年10月に「アフリカ開発会議」を国連とともに共催し、日本政府は我が国に相応しい貢献をアフリカにおいて行なう決意を表明するとともに、民主化支援、経済改革対策支援、人造り協力、環境協力、効果的かつ効率的な支援の五本柱を挙げ、それに係る具体策(アフリカ青年招聘プログラム、地下水開発等)を提示しました。

このように、我が国は内外に向けてLLDC諸国に対して特別な配慮をすると明示しており、今後、積極的にLLDC諸国に対する取組みを明確なかたちで具体化していく必要があります。

IV. アフリカLLDC諸国への基本的方針

我が国は、特に70年代後半から対アフリカ援助の拡充に努めてきており、1979年には我が国二国間ODA総額の約10%を占めるに至りました。その後、有償資金協力及び無償資金協力の双方による構造調整支援の大幅増により、1989年には二国間ODA総額の15.3%に達しましたが、一部地域での政治情勢の不安定にともなう援助実施見送り等のため、1991年にはODA総額の10.3%と減少し、以後、10%前後で推移しています。今後も対アフリカの援助額については、ODA総額の10%前後の割合で推移すると予想され、特に、LLDC諸国については、引き続き援助の無償化を進めることとなっていることから、このままでは大幅な対アフリカ援助のシェア増加は困難と考えられます。

今後の我が方のアフリカLLDC諸国に対する援助課題は、全体として限られたODA予算のなかで、いかに意識的・計画的にLLDC諸国にODA予算を振り向け、かつその国の開発計画との整合性、他のドナー国・国際援助機関との連携を図りつつ、効果的援助を行っていくか、という点に収斂されると考えられます。

我が国のアフリカLLDC諸国への基本的姿勢としては、LLDCからの脱皮を目指し、そのためのLLDC諸国の開発努力を積極的に支援することにあります。そのためのアプローチとしては、①人的資源開発、②持続的経済成長に資する支援、③人道的観

点からのBHN (Basic Human Needs)にかかる支援及び④環境、人口、貧困、教育、女性を開発などの地球的規模の課題(グローバル・イシュー)の4点を中心として協力を展開することが適切と考えます。

1. 人的資源開発

JICAは発足以来開発の最も重要な要素が「人的資源」の開発であると位置付けています。開発計画・組織制度がいかに詳細に作成されても、それを実施・運営する人々が十分に育成され、教育・訓練されていなければ、それらは絵に描いた餅にすぎず、このことは国のすべての面に当てはまります。また、アフリカにおける人的資源開発の必要性は、どの人間開発インデックスをみても他の地域と比較して際立った問題を抱えています。したがって、JICAとしても今後、同分野に対する支援を積極的に行う必要があると強く認識している次第です。「人材育成」こそは、継続的・持続的発展を支える力であり、人的な資源の開発なくして、国の着実な発展はありません。むしろ、BHN 基盤整備、保健医療分野の改善・整備、水資源開発等の他の協力分野も重要ですが、ひとつの国が自立的に、かつ継続性をもって確実な発展を遂げるためには、やはり「人材育成」が最も重要なファクターであることは間違いありません。

1) アフリカの人的資源開発の概観

JICAはアフリカにおける人的資源開発に対する様々な協力プロジェクトを展開してきましたが、その中の成功例としてケニアで行ったジョモ・ケニヤッタ農工大学プロジェクトについて簡単に紹介します。

- ①同校に対する協力は1980年4月から1990年4月までの通産10年間、プロジェクト方式技術協力により農学部3年制3学科(園芸学・農業工学・食品工学)工学部4年制3学科(土木建築学・機械工学・電気電子工学)のディプロマ課程教育への協力が行われました。1988年9月にケニヤッタ大学の一分校としてユニバーシティ・カレッジに昇格するなど目覚ましい発展を遂げました。
- ②1990年4月から1997年までの予定で学士課程への協力を実施中であり、1994年12月にはケニヤッタ大学から独立し、ケニアで5番目の国立大学として同国の人材育成に多大なる貢献をするとともに、本件はアフリカにおける人材育成の成功例として高い評価を得ています。
- ③1980年度から1994年度までの日本側の協力として無償資金協力は、約90億円、プロジェクト技術協力による派遣専門家は240名、受入研修員は171名の実績となっています。

2) 「人材資源開発」にかかる今後の取り組み

- (1)「人材育成」は、すべての国にとって長期的にその国の発展を維持するための必須条件です。しかし、同時に人材育成は一朝一夕になし遂げられるものではなく、具体的な成果を挙げるためには、数十年単位のタイム・スパンで見えていく必要があります。援助をする側、受け入れる側の双方に忍耐と時間を要する地道な努力が必要です。

- (2) 協力を実施する際には、協力国側の自助努力も不可欠です。先般実施されました社会開発サミットでも『20/20プロポーザル』（被援助国は国家予算の20%を教育等を含むBHNに当てるべきであり、援助国側は援助予算の20%を教育や保健医療に当てるべきとする提言）が示されましたように、協力国側の積極的な開発に向けた努力が不可欠です。
- (3) 我が国の政府開発援助大綱の重点事項でも取りあげていますように人材育成は長期的視野に立った自助努力の最も重要な要素であり、国造りの基本となる人造り分野での支援を今後とも継続していく必要があります。

2. 持続的経済成長に資する支援

経済成長に資する支援としては、①マクロ経済安定化（国際収支、インフレ等の改善）に努める必要があります、そのための経済構造調整支援、並びに②地域経済の効率的・統合的なアプローチが必要です。

(1) マクロ経済安定化のための経済・社会構造及び諸制度の改革、再構築

経済的な困難を解決するべく世銀のイニシアティブ（SPA）により経済構造調整を進めているアフリカLLDC諸国に対し、我が国は有償資金協力及びノンプロジェクト無償資金協力の実施により支援を行っていますが、JICAの担当する技術協力やプロジェクト無償資金協力、食糧増産援助等も各国の経済構造調整努力のラインに添った形で取組んでいくことが必要です。また、経済構造調整の実施に伴い社会的弱者に対するしわ寄せが問題となっており、これを緩和する観点から、人造り分野等への支援、雇用創出に資する基礎インフラに対する支援等にも配慮する必要があります。特に最近では各ドナー、国際機関からCapacity Building 及びCivil Service Reformの必要性がさかんに指摘されており、これを充実させなければGood Governance（良い統治）は達成出来ないとの観点から、基礎教育や開発政策、行政面も含めた人造り分野への支援に積極的な対応を行っていくことが求められています。

(2) 開発途上国間の協力（南南協力の推進）

我が国政府のイニシアティブのもと、1993年10月に開催された「アフリカ開発会議」において「東京宣言」が採択されましたが、その中で「アジアにおける開発経験の成功例がアフリカの開発のために参考となり得る」との認識が示され、我が国は、今後積極的に開発途上国間の協力を促進することになりました。

アジアにおいて成功を示した開発モデルが、必ずしもそのままアフリカLLDC諸国において適用できるわけではありませんが、1960年代のインドネシア及びタイの経済指標が今日のアフリカ諸国とほぼ同様の水準にあったことは、ある意味で勇気づけられる事実と考えられます。

(3) 社会・経済的な結びつきの強いアフリカ諸国間の地域経済圏の構築

アフリカLLDC諸国の場合、1国のみで安定的かつ継続的な経済発展を遂げることは困難であり、次の理由により、むしろ地域の経済的連関を意識して支援していくことが援助の効率性、集团的自助努力の促進、資源の有効利用等の観点から望ましいと考えられます。

- ①地域的な規模で対処した方が効果的な課題が存在すること
- ②地域的な取り組みが地域の安定化に資するものであること
- ③域内諸国間の経済的相互依存の必要性等により有機的に緊密な地域を構成していること

これらを基準として経済圏を想定すると西部アフリカ、中部アフリカ、東部アフリカ、南部アフリカでの地域経済圏の構築が考えられます。アフリカではすでに下記のとおり、SADC（南部アフリカ開発共同体）をはじめとしたいくつかの地域協力機構が出来ており、それら経済統合化を支援することは二国間援助の相乗効果にもつながると考えられます。

①西部アフリカ地域

- ・西アフリカ経済共同体（CEAO）

1973年5月設立 コートジブール、ベナン、ブルキナファソ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル

- ・西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）

1975年5月設立 コートジブール、ベナン、ブルキナファソ、ガンビア、ガーナ、キニア、ギニアビサウ、リベリア、マリ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラレオネ、トーゴ

②中部アフリカ地域

- ・中部アフリカ諸国経済共同体（CEEAC）

1983年10月 カメルーン、コンゴ、チャド、中央アフリカ、赤道ギニア、ガボン、ブルンジ、ルワンダ、サントメプリンパ、ザイル、アンゴラ

③東南部アフリカ地域

- ・東南部アフリカ特惠貿易地域（PTA、1993年11月22日以降COMESA：東南部アフリカ共同体と改称された。）

1981年12月設立 コモロ、ジブチ、エチオピア、ケニア、マラウイ、モーリシャス、ソマリア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ、レソト、スワジランド、ルワンダ、ブルンジ、タンザニア、モザンビーク、アンゴラ、スーダン、ナミビア

④南部アフリカ地域

- ・南部アフリカ開発共同体（SADC）

1979年7月設立 タンザニア、ザンビア、モザンビーク、アンゴラ、ボツワナ、マラウイ、レソト、スワジランド、ジンバブエ、ナミビア
南ア(1994年 8月加盟)

これらの地域機構のなかでも、SADCは注目に値するものといえます。SADCは、もともと「反アパルトヘイト」への政治的団結を象徴するものとして機能していましたが南アフリカ共和国が加盟するに至り、全く新しい局面を迎えました。南アフリカ共和国は、1989年以降それまでとっていたアパルトヘイト政策の撤廃へ向けた諸改革をすすめ、94年 4月には総選挙、5月には初の黒人大統領であるマンデラ新大統領が選出されました。南アフリカ共和国は、南部アフリカ地域において圧倒的な経済力を持つ国であり、南アはの民主化は、単に一国の次元にとどまらず、南部アフリカ地域全体に影響を及ぼす政治的大変革といえます。

しかしながら、SADCを含め各地域機構とも、現在までのところ目標通りの成果を上げることができないのが実情のようです。各地域とも経済発展よりも、むしろ後退・停滞が続き、域内貿易も拡大のきざしはなく、域内発展のための流通網整備（道路

等)等の大型プロジェクトも財政問題が解決できず、うまくいきません。政情不安を抱える国々もあり、各地域機構が軌道に乗っていくためには、いまなお時間がかかるものと思われます。

我が国としては、これらの地域機構の今後の進展の度合いを見守りつつ、中長期にわたった支援を実施する必要があるものと思われます。

援助実施上の方向性としては、①地域的な規模での便益、費用等を十分勘案した援助の実施、②域内諸国の生活及び産業基盤、とりわけ、食料の安定供給の早急な実現が求められる農業の開発、③輸出促進等を図る上でも重要な国際輸送回廊についてのインフラ整備、④人的資源開発、及び⑤鉱物資源開発等の援助の強化が特に重要と考えられます。

※南部アフリカに関しては、1993年国際総合研修所にて地域別援助研究会が設置され提言が取纏められましたところ、この結果を受けて積極的に援助実施につなげていく必要があります。また、他地域についても、今後順次、援助研究会あるいは検討会の設置を検討していくことが必要です。

3. BHNにかかる支援

アフリカLLDC諸国では、APQLIの出生時の平均余命、一人当たりカロリー摂取量、初等、中等教育就学率及び成人識字率は極めて低く、その上、依然旱魃や民族紛争に根ざした飢餓や食糧難が頻発しており、食糧、保健医療、水供給分野などの人道的、緊急的な援助の必要性は高いものと考えます。それらBHNに対しては、アフリカLLDC諸国の共通の問題として横断的なアプローチを行なうべきです。

そのための方策としては、先ず、水供給分野(村落給水等)、保健・医療、教育、食糧自給のための農業開発にかかる分野における協力の方向性、戦略を策定するために、WIDを含む社会配慮をしたセクターサーベイを実施し、我が国が協力可能な優良案件発掘・形成のための情報収集を行い、順次、実施に向けた努力が必要となります。すでに、水供給分野では地下水調査に係るプロジェクト研究が1993年度実施されていますが、保健医療、教育、食糧自給のための農業開発についても、プロジェクト研究をはじめ優良案件発掘・形成に資する調査を実施し、実施につなげて行くことが重要です。

例えば、これらの分野での案件発掘・形成を行なうため、1994年度にJICAケニア事務所をベースとして水資源開発の専門家を派遣し、近隣国の水資源開発案件の発掘・形成を行なったり(「企画調査員」と称されます。)、JICAフランス事務所が西アフリカの仏語圏諸国を対象に医療分野における基礎情報の充実のため、在フランスのコンサルタントを活用した調査(「在外事務所プロジェクト形成調査」と呼ばれています。)を実施しましたが、このような具体的な発掘・形成調査は、特に先方政府の案件の形成能力が低いとされるLLDC諸国において、積極的に展開していかなければなりません。

4. グローバル・イシュー(地球規模の問題)

アフリカ地域においては、人口・エイズ問題、環境破壊(砂漠化等)等の問題は極めて深刻であり、我が国としてもこれらの問題をグローバル・イシュー(地球規模の問題)と位置付け、直接的な取り組みのみならず、各分野にわたる横断的な配慮として、積極的に

取り組んで行く必要があります。

これらの問題は、まさにグローバル・イシューと称されるように、一国での努力による解決は困難であり、地球全体の問題として、開発途上国側と先進国ドナー側が一体となって連携を図りつつ取り組む必要があります。

こうした観点から、わが国もザンビアにおける「感染症プロジェクト」においてHIV抗体検研究を行なっているほか、ガーナの「野口記念医学研究所プロジェクト」においてもHIV抗体測定等を行なっていますが、「人口・エイズ問題」については、1994年の日・米の合意により、両国の連携を図りつつ問題に取り組むことが決められ、1994年より2000年までの7年間に30億円の協力を実施する旨を表明しました。このなかでもアフリカ地域においては、ケニア及びガーナが日米連携・協調の重点国とされ、具体的な日・米連携協力を進めることとしているほか、ウガンダにおいては、エイズ問題に関する教育・普及・啓蒙活動の分野でフランスとの協力をすでに始めています。このように「人口・エイズ問題」への取組みにあたっては、今後は特に国際機関や他のドナー国との連携を積極的に進めて行く必要があります。

また、「砂漠化防止」分野においては、青年海外協力隊派遣を中心に専門家派遣・研修員受け入れを連携させた「緑の推進プロジェクト」をタンザニア、ニジェール、セネガルにおいて実施し、単に植林技術の普及のみならず、野菜・果樹栽培、農民に対する植林教育、農業土木、村落開発を含む総合的な村落開発を進め、「砂漠化防止」に対する取組みを展開しています。今後とも、このような従来の協力スキームを組み合わせた柔軟な対応も検討する必要があると考えられます。

V. 対アフリカ L L D C 諸国に対する類型別援助アプローチ

一口にアフリカ L L D C 諸国と言っても、経済改革の進捗度、経済発展レベル、文化、言語等様々であり、効果的かつ効率的に各国の援助を実施していくためには、各国の国状、経済状況、開発計画を把握・分析することから始める必要があります。その情報整備・分析の結果に基づき、国別援助指針を策定し、重点項目（援助メニュー）に沿った援助を実施することが大切です。

1. 一般的分類

アフリカ（サハラ以南アフリカ地域：スーダンを除く）は、面積は2,178 万 km²（日本の約57倍）と広大な地域です。地理的には、インド洋に面した国々を中心とした東アフリカ地域、南アを中心とした南部アフリカ地域、ギニア湾を囲み大西洋に面する国々中心の西アフリカ地域、内陸部の中央アフリカ地域に区分されます。

語学圏の大まかな分類は、旧宗主国の影響で東アフリカ諸国は英語圏、西アフリカ諸国はフランス語圏（ガーナ、ナイジェリア等を除く）、そして南部アフリカには、英語を公用語とする国々にモザンビークやアンゴラといったポルトガル語を公用語とする国が混在しています。

従前から、日本との関係が深い地域は英語圏の国々が多く、特に東アフリカが中心となってきましたが、今後は開発ポテンシャルが特に高いとされる南部アフリカ諸国との関係が強化されていくことが予想されます。

2. 援助の効率性からの分類及びその援助アプローチ

(1) 情報量、支援体制別分類

J I C A 事業を効果的かつ効率的に実施していくためには、J I C A の支援体制、対象国の地理的特性、情報収集のアクセス状況等の観点から、アフリカ L L D C 諸国を類型化し、タイプ別のアプローチを行なうことが望ましいと考えられます。

人の派遣と収集情報量とは密接につながっており、その技術協力の基本となる人の派遣に関しては、使用言語が専門家等のアベイラビリティと深くかかわっています。特に、アフリカにおける英語圏以外のアフリカ仏語圏、ポルトガル、スペイン語圏は我が国に馴染みの薄い地域であり、技術協力は英語圏に比し限定されたものとなっており、専門家、調査団、協力隊員等の派遣実績も少ないのが実情です。

アフリカ L L D C 諸国類型（実施体制、情報量等による分類）

A = J I C A 事務所または J O C V 調整員事務所の存在する国。

B = 英語圏で J I C A 事務所の存在しない国。情報量が限定される国。

C = 英語圏以外の言語圏で J I C A 事務所の存在しない国。情報量が限定される国。

D = O D A 4 原則により現在援助停止中の国、政情不安等により協力不可能あるいは困難な国。

A国対象国	エチオピア、タンザニア、ボツワナ、マラウイ、ザンビア、ニジェール
B国対象国	ウガンダ、シエラレオーネ、レソト、エリトリア
C国対象国	モザンビーク、マダガスカル、ブルキナ・ファソ、マリ、ギニア、ベナン、中央アフリカ、モーリタニア、ギニア・ビサオ、コモロ、ジブチ、赤道ギニア、カーボ・ベルデ、サントメ・プリンシペ
D国対象国	チャド、リベリア、ソマリア、トーゴ、ザイール、ルワンダ、ブルンディ、ガンビア

(2) 対類型別基本方針及びそのアプローチ

①A国対象国（JICA事務所またはJOCV調整員事務所の存在する国。）

タイプAの国については援助実施指針の下、事務所で効果的な援助実施に向けた取組がなされており、引き続き同指針の重点分野に協力を継続していくこととします。

②B国対象国（英語圏でJICA事務所の存在しない国。）

タイプBの国については、事務所が設置されておらず、専門家、協力隊派遣実績も少ないため、情報量が限定されており、優良案件の形成・発掘が難しい状況にあります。そのため、これらの国については、まず、企画調査員等の派遣により、情報収集を行い、順次援助実施指針を策定していく必要があります。そのための方策としては次のことが考えられます。

A) 優良案件形成・発掘のための情報収集

(a) 日本からの企画調査員の派遣

途上国における開発重点分野に精通した企画調査員を在外事務所に派遣し、相手国関係機関との密接な連携を図りつつ、優良案件の発掘・形成や要請案件の調整・整理を行ないます。

(b) 在外専門調整員の活用

効果的な協力実施を確保するために、要請案件の事前検討機能の強化のため現地の専門技術情報や周辺情報の収集・分析及び関連インフラの整備状況等の技術的補完調査の実施等を行ないます。

特に、在外事務所のない国に対する協力を効果的・効率的に実施するためには、在外専門調整員の活用は不可欠です。

(c) プロジェクト形成調査団の積極的派遣

効果的・効率的に援助を実施するために、「要請主義」を積極的に補完するとの観点から優良案件の形成を行なうため、プロジェクト形成調査団を積極的に派遣します。

(d) 在外プロジェクト形成調査の積極的活用

B国対象国は、多様な経済・社会構造を有し、生活環境・習慣が著しく我が国と異なっており、きめ細かい調査を実施することにより、より現地のニーズに合致した案件の形成が可能となることから、在外プロジェクト形成調査を積極的に活用します。

(e) 援助調整アドバイザーの派遣

相手国援助受入窓口省庁等中央省庁の中核部門へ個別専門家を派遣することにより、具体的案件の形成を促進します。1994年度ウガンダに派遣された援助調整アドバイザーの派遣は、我が国の援助スキーム・システムを先方「ウ」政府に理解してもらううえで、大きく貢献しています。

(f) 英、カナダ等との連携

我が国の協力体制を補完するために、歴史的にも関係が深くアフリカ諸国内にもネットワークを有し、また、援助知識・援助経験を有するイギリスとの連携を図っていきます。

また、この地域において、WID・環境問題への積極的な取組を行ってきたカナダとの連携もわが国にとってメリットが大きいと考えられます。

B) 専門家等の人材確保

(a) 第3国専門家派遣の実施。

(b) 積極的な専門家等の公募。

専門家を確保するために今後積極的な公募を展開しています。また、協力隊OB・OGに関しては、協力隊制度発足後、すでに20年が経過し人材育成も相当進んでおり、シルバーボランティアも含めた活用を積極的に検討します。

C) その他

(a) 新聞等の取り寄せ及びその解析

B国対象国では情報が限られていることから各兼轄事務所が事務所がない国の新聞等を取り寄せ、解析取りまとめすることによる情報の蓄積を検討します。もしくは、本部にて外部委託による現地の新聞情報等の翻訳等により取りまとめを検討します。

③C国対象国（英語圏以外の言語圏でJICA事務所の存在しない国。）

タイプCの国については、アフリカにおける英語圏以外のアフリカ仏語圏、ポルトガル、スペイン語圏で言語上の困難もあり、かつ、我が国に馴染みの薄い地域となっています。JICA事務所がないほか、専門家、協力隊派遣実績も少なく、情報はかなり限定されていることから、優良案件の形成・発掘が難しい状況にあります。したがって、B国対象国同様、企画調査員等を派遣して情報収集を行い、順次援助実施指針を策定していく一方、仏語の専門家等の人材確保に努めることが必要

です。そのための方策としては次のことが考えられます。

A) 優良案件形成・発掘のための情報収集

(a) 日本からの企画調査員の派遣

C国対象国のうち、マダガスカルに過去企画調査員を派遣し、平成6年度には、ベナン及びサヘルクラブにそれぞれ企画調査員を派遣しました。

(b) フランス事務所を通じた外国コンサルタントの活用

アフリカ諸国と歴史的にも関係が深いフランスはアフリカ諸国での豊富な経験を有するコンサルを多数抱えており、我が国の援助を効果的・効率的に実施する上でフランス事務所を通じた外国コンサルタントを活用する必要があります。

(c) 日仏等との連携

我が国の協力体制を補完するために、歴史的にも関係が深くアフリカ諸国内にもネットワークを有し、また、援助知識・援助経験を有するフランス及び仏語圏アフリカに援助実績を有するカナダ等との連携を図っていきます。

(d) 在外専門調整員の活用。

(e) プロジェクト形成調査団の積極的派遣。

(f) 在外プロジェクト形成調査の積極的活用。

(g) 援助調整アドバイザーの派遣。

B) 専門家等の人材確保

(a) フランス事務所を通じた外国コンサルタントの活用。

(b) 第3国専門家派遣の実施。

(c) 積極的な専門家の公募。

C) その他

(a) 日本語センターの設置

現地人講師が現地人に日本語を教えられるような日本語教育システムの導入を検討します。そのための方策として仏語圏の拠点となる国（例えば、セネガル）に対しAV教育センターを設置する等の対応を検討していきます。

(b) 新聞等の取り寄せ及びその解析

④ D国対象国

今後とも、情勢を見守りつつ対応を検討していくと共に、状況の好転に備えて当該国の政治・経済・社会情報の入手が比較的容易な英国・フランス事務所を通じフォローしていきます。

(3) 在外事務所及びJOCV調整員事務所の活用

在外事務所及びJOCV調整員事務所の援助支援体制を強化することにより、周辺国の情報収集も容易となり、援助実施指針策定にもつながることから、積極的にこれら

事務所の強化及び活用をはかることが必要です。また、これら在外事務所の存在する国を拠点国として位置付け、これまでもまして重点的に協力を行うことにより、周辺諸国への援助の相乗効果も期待できることから、積極的に援助を実施していくこととします。

(4) 国際機関・NGOとの協調

対アフリカ援助が多くの実績とノウハウを有する国際機関及びドナー国との連携を強化し、効率的に援助を実施します。特に、日英連携、日仏連携、アフリカ開発銀行（AfDB）等との連携の強化を図っていきます。

英国、フランス及びカナダ・北欧諸国は、アフリカ諸国内にネットワーク及び援助知識・援助経験を有しているため、各JICA事務所を通じ、緊密に連携を図っていく必要があります。

アフリカ開発銀行（AfDB）との連携に関しても94年2月JICA/AfDB連携協議を実施し、情報交換に関する枠組設定を行いました。平成6年度にはコートジボアール事務所も開設されたことから、今後、同行との関係を一層強化していきます。

又、アフリカにおいて大きな役割を果たしているNGOとの連携も積極的に進めていくことが必要です。

3. 形態別アプローチ

対アフリカLLDC諸国に対して無償資金協力、技術協力をどのように組み合わせるのが適当なのか、また他のリソース（第三国専門家等）がどのように具体的に活用できるのか、研究する必要があります。

また、LLDC諸国の多くが借款の返済能力の低い、いわば「借款供与不適国」となっており、あらたな借款の供与が困難な状況にあることから、画一的な「有償資金協力」と「無償資金協力」の区分けではなく、借款による協力が基本的には適切とされる採算性のある分野、大型のインフラ整備案件（道路・電話網等）についても、構造調整プログラムとの関係を考慮しつつ、柔軟に対応を検討することが必要と考えられます。

現在、後発開発途上国向け援助の二国間援助全体に占める割合は11.2%となっています。このうち、二国間ODAに占める贈与の割合を見ると、全世界向け平均が40.2%であるのに対し、LLDC向けはすでに92.8%（92年実績）に及んでいます。ODA5次中期目標においては、「LLDC諸国には更なる無償化を目指す」こととしており、このための具体的な方策やアプローチを検討していく必要があることはもちろんですが、LLDC向けの援助予算枠の拡大がなされなければ、今後大幅な強化は期待できないとも考えられます。

1) 開発調査

- ①開発調査から無償資金協力につながるような規模の案件の選定及び無償への連携強化。

②優良案件を発掘・形成するための全国を対象としたマスタープランの積極的な実施。（ケニア国全国水資源開発）

③無償型開発調査の実施――開発調査のなかにパイロットケースとしてカウンターパートに技術移転をしつつ一部施工も含めます。（例、マダガスカル南西部地下

水計画、タンザニア国ダルエスサラーム上水道整備計画）開発調査実施後は、他の援助形態（専門家派遣、研修員受入、機材供与、プロ技協、無償資金協力）との連携を図ります。

④専門家派遣型開発調査――水文等のデータが整備されていない場合で、開発計画を策定するに当たって、長期観測が必要な案件については、長期に要員を張り付け、データ収集を先ず行い、その後、開発計画を策定します。

2) 無償資金協力

(1) 無償資金協力については、水供給分野（村落給水等）、保健・医療、教育、食糧自給のための農業開発にかかる分野を重点的に実施していく必要があります。ただしこの場合、技術協力が不可欠の案件については、予め連携しうるように調整（第三国専門家も含む）を行うことが必要です。例えば、以下の取組みが考えられます。

①本来、被援助国側で責任を持って実施すべきとされる協力実施後の施設・機材の管理・保守体制について、専門家の派遣等によるフォローを前提とする案件は可能な限り避けます。

②技術移転・人材育成を促進する観点から、無償資金協力とともに、日本人専門家（第三国専門家も含む）の派遣が極めて有効と考えられる案件については、案件形成時から、技術協力の実施可能性を関係部と協議・検討します。

③日本人専門家の確保が困難な場合は、スキームを十分に検討したうえ、積極的に第三国専門家の派遣による技術協力の実施を検討します。

④管理・運営体制等ソフト分野における協力を補完するため、現地で積極的な活動を展開している我が国や第2国のNGO、国際的NGOとの連携を検討します。

(2) 受益者参加型のアプローチ

無償資金協力の実施にあたっては柔軟な取り組み方として住民サイドの能力形成支援のアプローチが必要です。例えば、村落開発や生活に密着した社会インフラ整備に関連する無償資金協力に関しては、建設資材のみを供与して、受益者による建設及び維持管理のための組織づくりを支援することが住民の自助努力支援の一つのアプローチとして考えられます。

(3) 従来、無償資金協力の対象とはなりにくかった部分（例：学校建設における教師の宿舎、医療機材供与案件時の放射線機材設置のための一部施設改造等）も、相手がLLDCの場合は、柔軟にスキームを考えるべきです。

3) プロジェクト方式技術協力

①IV. アフリカ諸国への基本的方針 1. 人的資源開発でも触れましたように国の

発展を確実にしていくためには長期的視野にたった協力が必要であり、総合的な協力としてのプロジェクト方式技術協力のアフリカへの実施はアフリカの発展を支える上で極めて有意義な援助スキームです。アフリカLLDC諸国の一つであるウガンダで実施されました職業訓練センターは非常に高い評価を得ており、ジョモケニアアツ農工大学と並んでアフリカにおける人材育成のモデルにもなっています。このような案件を今後、積極的に拡充していく必要があると考えています。

②プロジェクトの相互補完

アフリカでのプロジェクト方式技術協力については、厳しい生活環境の問題などで専門家の派遣が容易でない国々が多数あり、他の地域に比較して件数が少ないのが現状です。そこで現在プロジェクト方式技術協力を実施している隣国から同様の要請が上がってきた場合、新たにこれを構築するのではなく、既存のプロジェクトの専門家等を有効活用して協力を展開することを考えます。こうすることにより、専門家を多数確保できない状況を多少でも克服することができ、また、2カ国の現状を同時に把握することにより問題点の改善をより効果的かつ効率的に行うことができるなどメリットも小さくないと考えられます。

4) 専門家派遣

アフリカへの人の派遣に関しては、①社会・経済・制度・技術等に関する知識、②現地事業経験、③フランス語能力等の能力を合わせ持った人材が不足しており、人材の確保が急務となっています。その対応策としては次のことが考えられます。

- ①英国及びフランス事務所を通じ、役務契約による専門家を派遣
- ②日英、日仏連携による専門家派遣
- ③積極的な専門家の公募→専門家確保
- ④協力隊経験者の専門家としての積極的活用と地方自治体との連携強化
- ⑤第3国専門家派遣
- ⑥ミニプロ・研究協力

LLDC諸国に共通する問題として、ローカルコスト、プロジェクト実施後の維持管理等の不安があることから、維持管理に要する費用、労力を軽減した小規模のプロジェクトがアフリカLLDC諸国には適しており、ザンビアの「家庭燃料研究開発」等の成功例もあることから、ミニプロ・研究協力を積極的に実施します。

5) 研修員受入

①第2国研修

タンザニアにおいて実施したマラリア対策にかかる第2国研修のように、我が国の技術協力によって育った途上国の人材が、自らの得た技術・知識を自国の行政官・技術者へと、さらに広い範囲層へ伝えることを目的とするもので、アフリカLLDC諸国の協力形態として有望と考えられます。

②第3国研修

社会的・文化的に共通の基盤を持つ地域内に特定の技術分野で拠点国を選び、日本政府の援助により、その国が研修実施主体として地域事情に適合した研修を行なう形態を推進することは効果的と考えられます。

特に、前述のとおり1993年10月に我が国政府と国連が東京において開催したアフリカ開発会議において、「タイやインドネシア等東アジアにおける開発経験の成功例が、今後のアフリカの開発のために参考になりうる」との共通認識が示され、今後日本としてもタイやインドネシアを受入国とし、アフリカのLLDC諸国の研修員を招聘する事業等を「南南協力支援」の観点から積極的に支援する必要があります。

③日仏連携として、フランスにて研修を実施する等の検討を行う。

現在、仏語圏アフリカに派遣される専門家・協力隊の赴任前の語学研修がフランス国内で実施されていますが、特にフランス語圏アフリカ諸国は旧宗主国であるフランスとの文化的結びつきが強く、国内の法整備・組織もフランスに例を求めて整備されたものが多いことから、フランスとの連携により研修を実施することも将来的に可能と考えられます。

6) 青年招聘事業

アフリカ開発会議のフォローをすべく、平成6年2月21日からアフリカ開発会議に参加したすべての国を対象とし、北アフリカを含む47か国及び1国際機関から青年代表を招聘（平成5年度は50名、平成6年度は100名の青年を招聘。平成7年度も100名の青年を招聘する予定）しましたがこの計画は我が国の文化、伝統、政治・経済のみならず、援助の仕組みを含めた相互の理解を増進させる上で極めて効果的であるので、今後とも継続して実施していくことが重要と考えます。

7) 協力隊員派遣

順次派遣対象国を増やしていくと共に、ウガンダ、マダガスカル、ベナン等、先方政府の要請にもかかわらず、受入国側の政治情勢の不安定や協力隊事務局実施・支援体制の未整備から、にわかに協力を実施できない国について、関連情報収集等に努めるとともに、実施・支援体制の強化に努めることが必要です。

8) スキーム間の連携

プロジェクトの計画及び実施の段階で、一層効果的な協力を行うため、積極的に各スキームの連携を図る必要があります。

この観点から、案件の計画・採択時に無償資金協力・開発調査・プロジェクト技術協力・専門家派遣事業・研修員受け入れ事業等の各事業形態や要請内容のセクターを越えた、横断的な分析・調整能力は今後ますます重要になってくると考えられます。

VI. アフリカLLDC諸国援助への具体的配慮

1. 日本国内における働きかけ

「政府開発援助大綱」に言及されている「LLDC特別配慮」の具体的ガイドラインを提示するよう、外務省等政府関係者に働きかけます。内容として、以下が考えられます。

- (1) 援助額全体に占めるアフリカのシェアは低く、当然、LLDC諸国への配分は少ない。日本としてもLLDC諸国についての取組を明確にするためにも、「LLDC対策費」のような特別な予算枠を設けるか、若しくは援助実施機関予算の運用において共通の基準等を設ける必要があると考えられます。
- (2) アフリカ諸国と我が国との関係を考慮した上で、地域別・国別の政策的な優先順位を実施機関（JICA）に提示することが必要です。
- (3) JICAの協力実施体制強化（特にJICA事務所の無い国）に係る弾力的な諸方策に対する理解とサポートが必要です。

※上記1. のような「枠組設定」や政策的なバックアップがないままに「LLDC特別配慮」を強調しても、現行の事業の流れの中では実際の配慮に結び付くことは少ないことが危惧されます。

2. 援助調整

効果的、効率的なアフリカLLDC諸国への実施には他ドナー及びアフリカ開銀、世銀等他援助機関やNGOとの連携を図る必要があります。情報収集により協力内容の重複を避けたり、協調援助を行うことが重要であり、そのための援助国CG会合、ドナー国・機関の合同会議、セミナー等に積極的に参画し、具体的な案件の形成・採択に反映させていくことが必要です。

3. 我が国の役割分担の明確化

1980年末からの激しい国際環境の変化により東欧諸国やソ連改革後の独立国家共同体（CIS）に対する支援、パレスチナ、南アフリカ等への援助など、新規の援助対象国が増大し、先進諸国では経済不況、厳しい財政状況ともあいまって「援助疲れ」が目立ち始め、特に、アフリカに対する援助の縮小傾向が顕著になっています。しかし、各国が「援助疲れ」しているからこそ、対アフリカLLDC諸国援助における各国の役割及び我が国国際的役割をより明確化していく必要があるのではないかと思われれます。

4. 支援体制の整備

- (1) 他国のリソースの活用の具体化

日本人専門家のリクリートが困難な協力対象国には、第三国専門家等他国のリソースの積極的な活用を図ることが必要となります。

但し、多くのアフリカLLDC諸国が永くヨーロッパの旧宗主国の支配に置かれた歴史を踏まえると、旧宗主国の専門家の活用については、受入国側にどのような心理的インパクトを持ち得るのかを、我が国の確保すべきプレゼンスの問題とともに、慎重に検討する必要があります。

<援助アプローチ・イメージ>

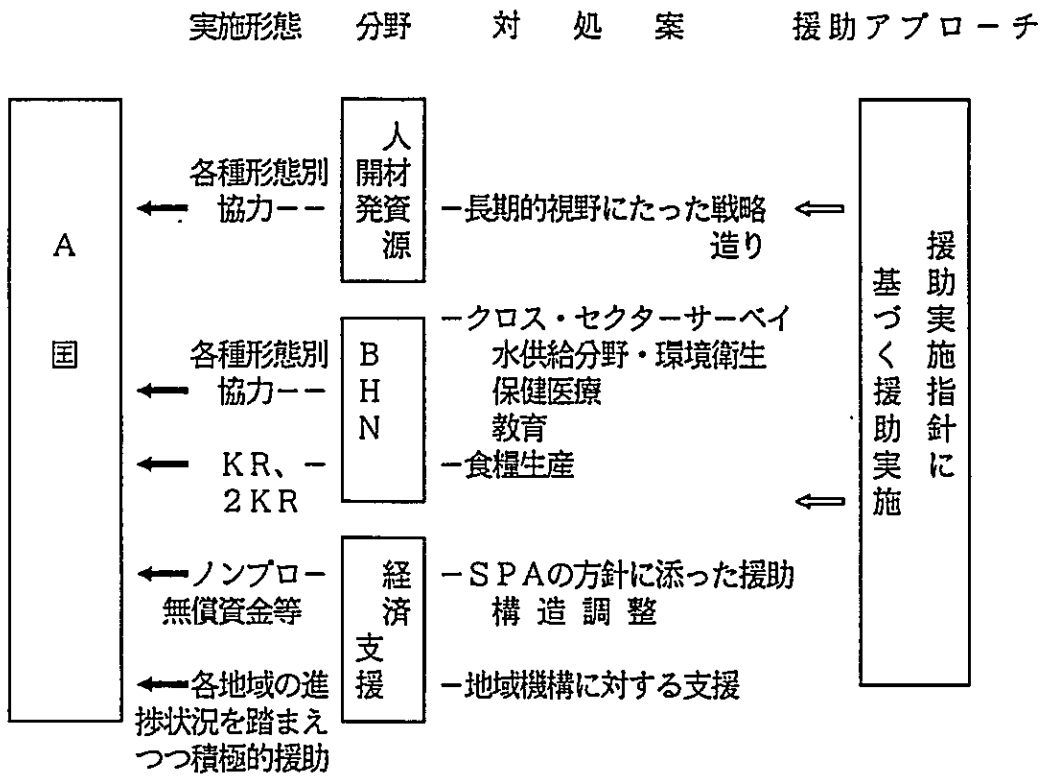
対象国	援助アプローチ		共通項目
A 国	援助実施指針に基づく援助実施		人的資源開発
B 国	情報収集・整備 援助実施指針の作成	援助実施指針に基づく 援助実施	BHN
C 国	情報収集・整備 援助実施指針の作成	援助実施指針に基づく 援助実施	経済支援
D 国	治安状況等踏まえつつ援助調整努力の実施		

共通項目	分野	対処案	形成・選定	実施
人的資源開発		セクターサ ーベイ	優良案件形成・選定	各種形態別
BHN	水供給分野 環境衛生	クロス・ セクターサ ーベイ	優良案件形成・選定	各種形態別
	保健医療			
	教 育			
	食糧生産			KR、2KR
経済支援	構造調整	SPAの方針に添った援助		ノンプロ無償等
	地域機構に 対する支援	各地域の進捗状況を踏まえつつ積極的援助		

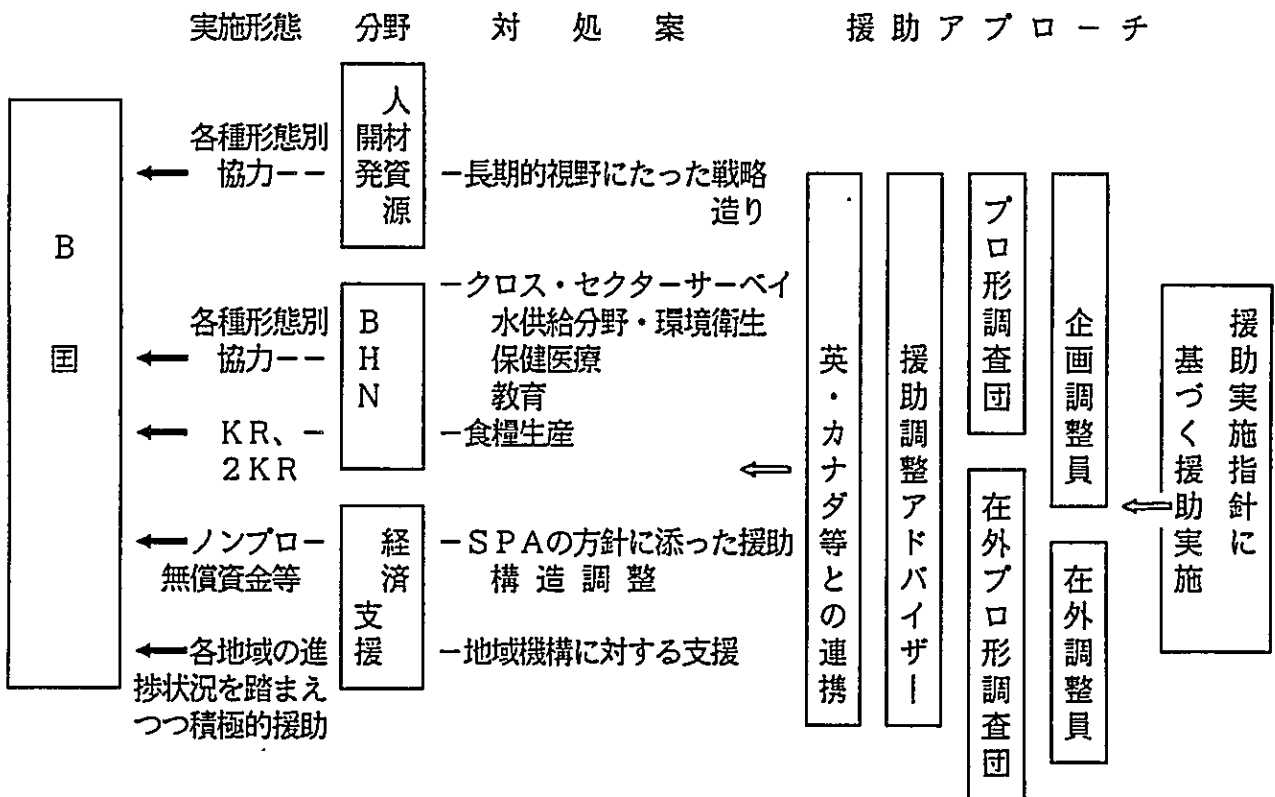
* SPA=Special Program of Assistance for Low-Income Debt-Distressed Countries in Sub-Saharan Africa

累積債務に苦しむサブ・サハラ・アフリカの低所得国の構造調整努力を支援するため、世界銀行のイニシアティブにより1987年12月に創設された特別の枠組みで、サブ・サハラ・アフリカ特別基金を引き継ぐプログラム。

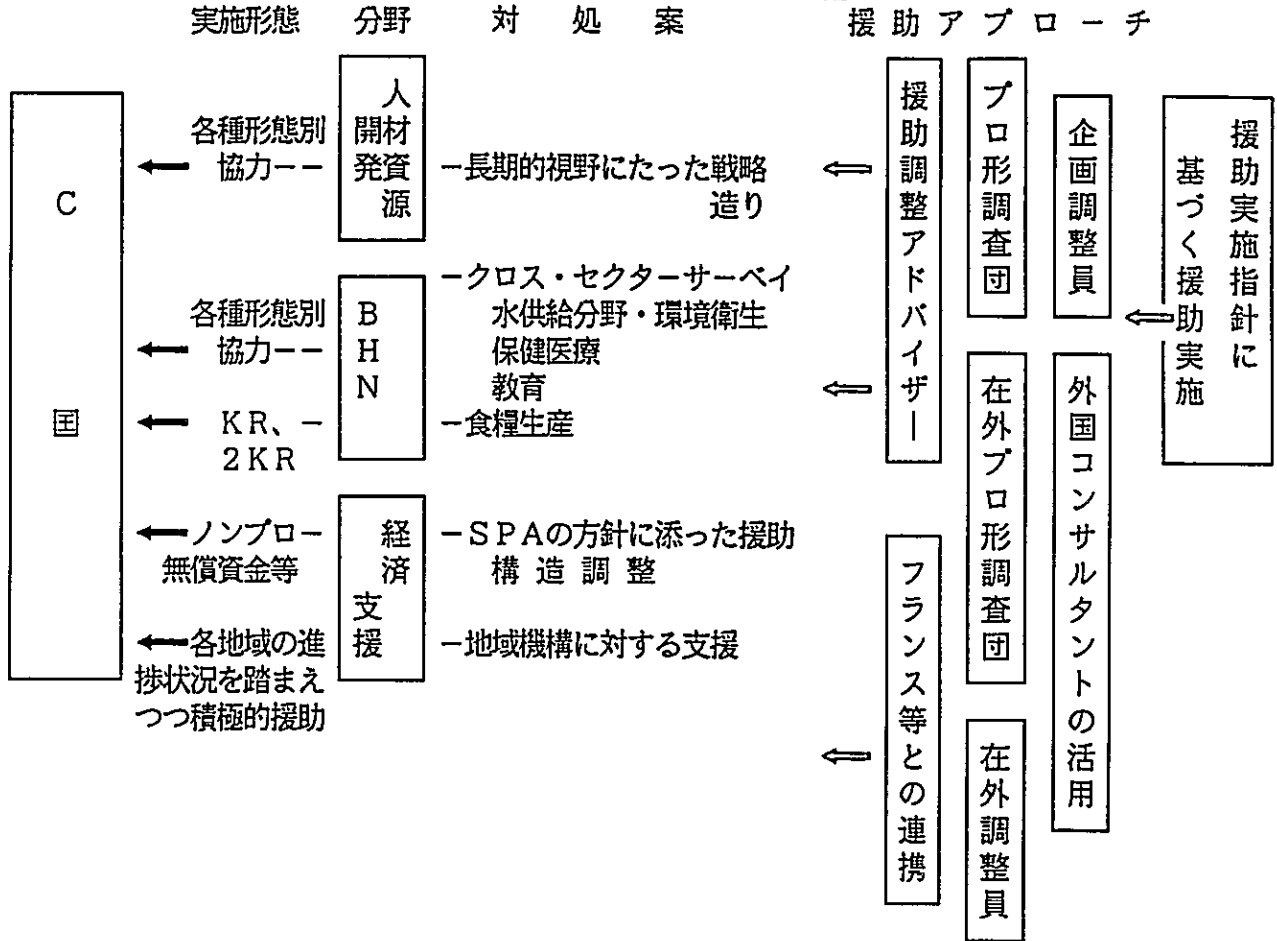
I. A国対象国：JICA事務所またはJOCV調整員事務所の存在する国



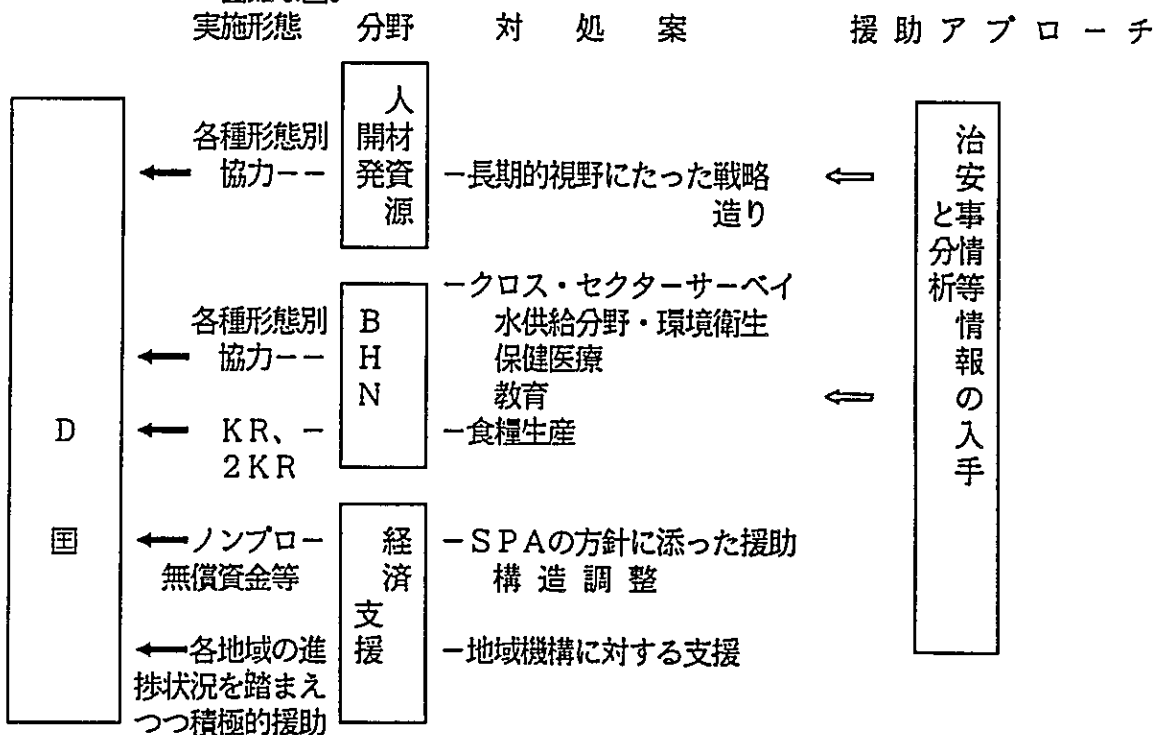
II. B国対象国：英語圏でJICA事務所の存在しない国。



III. C国対象国：英語圏以外の言語圏でJICA事務所の存在しない国。



IV. D国対象国：ODA 4原則により現在援助停止中の国、政情不安等により協力不可能あるいは困難な国。



資料 1 S P A 対象国

- 1 ベニン
- 2 ブルキナ・ファソ
- 3 ブルンディ
- 4 中央アフリカ
- 5 チャド
- 6 コモロ
- 7 赤道ギニア
- 8 エチオピア
- 9 ガンビア
- 10 ガーナ
- 11 ギニア
- 12 ギニア・ビサオ
- 13 ケニア
- 14 マダガスカル
- 15 マラウイ
- 16 マリ
- 17 モーリタニア
- 18 モザンビーク
- 19 ニジェール
- 20 ルワンダ
- 21 サントメ・プリンシペ
- 22 セネガル
- 23 シェラ・レオーネ
- 24 タンザニア
- 25 トーゴ
- 26 ウガンダ
- 27 ザンビア
- 28 カメルーン
- 29 コートジボアール
- 30 コンゴ
- 31 ニュートリ

アフリカ諸国の所得による分類

企画部 地域3課

項 目	L L D C	L D C	低 中 所 得 国	高 中 所 得 国
JICA事務所、大使館が存在しない国	モザンビーク、ソマリア、チャド、シエラ・レオネ、ブルンジ、ガンビア、ウガンダ、ブルキナ・ファソ、マリ、サントメ・プリンシペ、ベナン、レソト、コモロ、赤道ギニア、モーリタニア、トーゴ、ギニア・ビサウ、ジブチ、カーボベルデ、エリトリア、ルワンダ	アンゴラ	スワジランド ナミビア コンゴ	セイシェル モリシヤス
JICA事務所だけが存在する国	マラウイ、ニジェール、ボツワナ			
大使館だけが存在する国	中央アフリカ、ギニア、リベリア、ザイール(現中) マダガスカル		カメルーン	ガボン
JICA事務所、大使館が存在する国	クンザニア、エチオピア、ザンビア	ガーナ、ケニア、ジンバブエ セネガル、ナイジェリア	象牙海岸(予定)	

※南アフリカ共和国は区分不明

(1) L L D C・L D CでJICA事務所又は大使館のある国で、同技術協力アドバイザーを必要とする国に対しては要請があれば適宜対応

(2) L D CでJICA事務所のないアンゴラは政府委託法、対応を明記

アフリカ 民間投資

A: JICA 協会の協力を得たもの
 B: 英法米露等の協力を得たもの
 C: 英法米露等の協力を得たもの
 D: その他

国	タイプ	人 (千人)	GDP (億ドル)	民間投資 (億ドル)	民間投資 (%)	民間投資 (千人)	民間投資 (%)	民間投資 (千人)	民間投資 (%)	民間投資 (千人)	民間投資 (%)	民間投資 (千人)	民間投資 (%)	民間投資 (千人)	民間投資 (%)	民間投資 (千人)	民間投資 (%)	民間投資 (千人)	民間投資 (%)		
アルジェリア	A	21,000	100	5,111	3,201	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	
エジプト	A	35,000	200	1,000	5,300	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331
イタリヤ	A	1,200	200	1,000	1,200	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
フランス	B	16,000	100	1,100	1,100	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
ドイツ	B	1,000	100	1,000	1,000	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
日本	B	1,000	100	1,000	1,000	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
イギリス	B	1,000	100	1,000	1,000	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
アメリカ	B	1,000	100	1,000	1,000	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
ソビエト連邦	B	1,000	100	1,000	1,000	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
インド	B	1,000	100	1,000	1,000	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
中国	B	1,000	100	1,000	1,000	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
その他	B	1,000	100	1,000	1,000	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
合計		100,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

1980年1月1日現在

アフリカ(サブサハラアフリカ)LLDC諸国に対する取り組みについて

